

NGNの接続ルールの整備(概要)

情報通信審議会「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申
～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)

平成29年4月12日
総務省 総合通信基盤局

5.1 NGNの位置付け

(現状・課題)

- ・ 現行制度上、NGNは、ボトルネック性を有するアクセス回線(光回線)と一体として設置される設備であり、当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であって、また、利用者利便の確保の観点からも不可欠であることから、総務大臣により第一種指定電気通信設備に指定されている。
- ・ NGNについては、PSTNからIP網への移行が進展する中で、我が国における基幹的な通信網としての性格を強めることになると考えられることから、競争事業者がNGNを利用して創意工夫を活かした多様なサービスを遅滞なく提供することが可能な環境を整備することは、公正競争の確保や利用者利便の向上を図る観点から重要。

(具体的方向性(考え方))

- 現在、NTT東日本・西日本のPSTN、NGN及びアクセス回線(メタル回線・光回線)は第一種指定電気通信設備に指定され、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性等を確保するための規律の適用を受けており、引き続き、当該設備に対する適切な規律の適用を通じて、公正な競争環境と利用者利益の確保を図っていく必要がある。
- IP網への移行後に向けて、①NGNはボトルネック性を有するメタル回線及び光回線と一体として設置される設備としての性格を強め、NGNへの他事業者の依存性は強まること、②他事業者は、NTT東日本・西日本の光回線の卸売サービス等を利用した事業展開を進めており、NTT東日本・西日本の光回線の契約数に占めるサービス卸の契約数の比率が35%程度(2016年9月末時点)まで増加していることから、今後、NGNの重要性・基幹的役割が一層強まると考えられるため、こうした状況に即した競争環境の確保を図っていく必要がある。
等

5.2 NGNの競争環境整備

(現状・課題)

- ・ NTT東日本・西日本のNGNとのIP網同士の接続については、小トラヒックの事業者の利用ニーズに対応していない(2016年3月末時点)等、NGNとの直接接続をするためのメニューが十分に整備されていない。
- ・ NGNのオープン化を進めるためには、NTT東日本・西日本の利用部門と接続事業者の同等性に留意しつつ接続約款のメニューの見直しを推進する必要があり、また、要望事業者の検討に便宜となる情報が開示されるようにする必要がある。
- ・ PSTNに係る接続料やメタルIP電話の接続料など、PSTNからIP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方が課題。

(具体的方向性(考え方))

- POIのインターフェースは、音声接続における必要性を考慮して、より小容量の、例えば「1Gbps」や「100Mbps」といったメニューが必要。
- IP-IP接続への円滑な移行に向けて、NGNを構成する設備(ルータ、SIPサーバ等)を電気通信事業法の「網機能提供計画」の届出対象に追加するとともに、網機能を廃止する計画を有する場合も同計画の届出対象であることを明確にするなど、接続事業者への情報開示の一層の充実を図ることが必要。
- 2017年3月より「接続料の算定に関する研究会」を開催して、NGNの具体的なアンバンドルの在り方の検証に向けた対応、また接続ルールについての検討を始めており、その検討の中で円滑な接続の実現に向けて、ルール整備の在り方が十分検討される必要がある。
- こうした検討に加えて、IP網への移行の段階を踏まえた接続制度に関して、接続料の設定単位(従量制・定額制)も含め、PSTNからIP網への移行期間中におけるメタルIP電話の接続料の算定方法、IP網への移行後の光IP電話とメタルIP電話の接続料の算定方法等のIP-IP接続の接続料算定の在り方について総務省において検討することが必要。
- その際、移行期間中におけるPSTNに係る接続料算定の在り方についても、検討することが必要。

5.3 「電話を繋ぐ機能」の在り方

(現状・課題)

- ・ 現在のPSTNでは、NTT東日本・西日本の交換機(POIが各都道府県単位)が「ハブ機能」を提供。各事業者はこれを介して接続し、最寄りのPOIまで音声呼を伝送すれば、各事業者との通話が疎通している。
- ・ IP網への移行後は、各事業者は新たな「電話を繋ぐ機能」まで音声呼を伝送し、ルータとSIPサーバを連携させて、各事業者との通話が疎通することになる※。

※「電話を繋ぐ機能等WG」において検討。

(具体的方向性(考え方))

- 事業者のIP網同士の接続に必要な「電話を繋ぐ機能」の役割、接続ルールや技術基準の考え方を整理。
- NTT東日本・西日本は「繋ぐ機能POI」ビル内において必要となる通信設備の設置、コロケーション・スペースや電力設備等の提供、預かり保守等について、現行の接続ルールに則した対応が求められるとともに、コロケーションが実現しない場合の代替措置のルールを総務省で設定する必要。
- 「繋ぐ機能POI」※ビル内の通信施設や設備については、NTT東日本・西日本が技術基準に則って維持・管理・運用。等

※ 全事業者が互いに通話を疎通させるために二者間接続を行う特定の相互接続点であり、東京と大阪に設置される予定(ただし追加設置は排除されない)。

5.4 NGNの県間伝送路の役割

(現状・課題)

- ・ 接続事業者がNGN上で優先パケットを流して提供するサービスは、今後、音声サービスだけでなく、データ系サービスや映像系サービスも見込まれ、こうしたサービスの提供に当たってもNGNの県間伝送路を不可避的に経由することになる。
- ・ IP網への移行後は、NGNは、アクセス回線(メタル回線及び光回線)と一体として設置される設備としての重要性及び基幹的役割が強まり、POIの設置場所・箇所数が集約・制限されると、NTT東日本・西日本の利用者との間での通話の疎通においてNGNの県間伝送路を経由することになり、他事業者の依存性が強まる。

(具体的方向性(考え方))

- NGNの県間伝送路及び県間中継ルータを競争事業者が利用するにあたっての料金その他の提供条件に係る適正性・公平性・透明性を確保し、公正な競争の確保を通じて、利用者利益の確保を図るべき。等